

高知くらしの護身術

180

携帯の名義貸し

支払の拒絶は困難

(2010年8月17日掲載原稿)

「『迷惑は掛けない』『料金は払うから』と頼まれて、携帯電話を契約して相手に渡したら数カ月後、携帯電話会社から未払いの利用料金や、携帯電話機代金の請求を受けた」という相談が寄せられています。

携帯電話会社の約款により、料金の支払い義務は名義人が負うことになっています。電話を渡した相手が料金を支払わなければ、名義人である契約者が料金を請求されることになります。支払いを拒絶するのは困難です。

自分が契約し、他人に渡した携帯電話は国際電話をかけるために利用されたり、振り込め詐欺やヤミ金融の督促行為など、犯罪に使われる可能性もあります。もし、自分の名義で契約した携帯電話が犯罪に使われた場合、契約者本人が犯罪に加担したとして、責任を問われる恐れもあります。

自分名義で契約した携帯電話を他人に渡してしまったら、被害の拡大を防ぐため、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きを取ることが必要です。契約は解約することができます。しかし、契約時に複数年契約を継続することで割引になる料金プランを設定していた場合、解約料を支払うことになります。携帯電話を割賦販売で購入した場合は、割賦代金を一括で支払わなくてはなりません。解約するにもお金がかかるのです。

携帯電話会社に支払った料金を実際に使った人に請求しようとしても、契約者が未払いを知ったときには実際に使用した人と連絡が取れなくなっていることが多く、被害の回復は困難です。安易な名義貸しは絶対にしないでください。